

「令和6年度高知地方合同庁舎外3庁舎で使用する電気の購入」に係る質問・回答書

中国四国農政局会計課

番号	質問	回答
①	各施設の現在の電力供給会社を教えてください。	ゼロワットパワー株式会社です。
②	各施設について、自動検針装置はついてますか。	仕様書別紙1のとおり、設置されています。
③	各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。また、ある場合は契約電力(kw)、使用予定期間を教えてください。	契約はありません。
④	入札書に記載する日付は作成日でよいか。	作成日で結構です。
⑤	入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか(力率割引を考慮する)	入札金額内訳書のとおり、100%で算定してください。
⑥	<p>弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子化へ移行しております。                  お客さまにはお客さま専用Webページにて請求書を確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。                  (Webからダウンロード可能)</p> <p>※電子請求書が不可の方のみ                  ・弊社では特別処置として紙請求書の対応を行った場合、請求書の到着が使用月に対し翌月の15日前後となります。                  また、GW等長期連休時に20日頃になる可能性がございますが、ご承諾いただけますでしょうか。                  ※お支払いにつきましては、請求書受領後30日以内に振込となります。(年度末でも同様)</p>	<p>請求書については、WEBページでの確認方法で問題ありません。                  支払いにつきましては、適法な請求書を受領した日から30日以内にお支払いさせていただきます。</p>
⑦	ご請求について、弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか?	供給施設ごとに発行して頂ければ結構ですので、供給施設内の入居者に個別発行して頂く必要はありません。
⑧	<p>弊社の請求書は、原則、翌月10日迄より順次Webサイト上で開示、請求書受領後30日以内に振込となります。なお年度末でも同様の対応となりますが、ご了承いただけますか。</p> <p>※分散検針の施設(検針日が1日以外)につきましても通常月と同様の対応になりますので、ご注意ください。                  例 5日検針日 2月使用分 2/5~3/4までの請求書                  →翌月4/10頃にwebサイトへ掲載                  3月使用分 3/5~4/4までの請求書                  →翌々月5/10頃にwebサイトへ掲載                  電子化以降、紙での請求書原本の到着はございません。</p>	問題ありません。
⑨	<p>施設において建築・増築にかかる移転はございますか。また、供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事や設備工事(設置・撤去を含む)のご予定はありますでしょうか。</p> <p>また、契約開始後に発生した工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日2か月前までに弊社と協議を行っていただくことをご承いただけますでしょうか。                  ※契約開始直後:直近6か月前後(23年4月供給開始の場合⇒対象:22年10月~23年6月)</p>	<p>建築・増築・引き込み位置の移設・変更等、工事や設備工事(設置・撤去を含む)の予定はありません。                  また、契約締結後に発生した工事については、ご指定の期限までに連絡、協議を行うようにいたします。</p>

番号	質問	回答
⑩	<p>開札結果について公開方法・範囲を教えてくださいませんか。 あるいは開札結果を開札日(あるいは翌日)に電話かメール等でご連絡をいただくことは可能でしょうか。</p>	<p>開札結果につきましては、電子入札で参加された場合は、電子調達システムで通知します。紙で入札参加、開札に立ち会われた場合は、その場でお伝えします。郵送により入札参加された場合には、電話又はメール等で連絡させていただきます。</p>
⑪	<p>当該地域を管轄する電力会社(一般送配電事業者を含む)による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。 当社は当該地域管轄電力会社と結んでいます契約内容(電気受給約款、託送供給約款)に基づいて入札額(入札単価)を決定しているため、協議不可の場合は当社の入札への不参加となる場合がございます。</p>	<p>契約書(案)第10条に基づき、協議は可能です。</p>
⑫	<p>再生可能エネルギーを供給するにあたりまして確認となりますが、電気価値の指定は無し、非化石価値は「再生可能指定非化石証書の適用による実質再生電力」の供給という事で、認識の齟齬はありませんでしょうか。 また非化石証書については、「トラッキングの有無」についてのご教示と、「FITと非FITの指定は無い(どちらでも可)」という認識でお間違いございませんか？</p>	<p>認識の齟齬はありません。 非化石証書については、トラッキングは「有」、FIT/非FITの指定は「無」です。</p>
⑬	<p>再生可能エネルギー供給を含む契約について、契約完了後に発行する「特定電源割当証明書」について年度毎の更新になるため、発行までにかなりのお時間となります。ご了承いただけますでしょうか。 予定) 2023年4月～2024年3月 → 更新および発行予定 2024年8月頃 2023年8月～2024年7月 → 更新および発行予定 2025年8月頃 ※年度毎の更新となるため年度を跨いだ契約については半期に提出する特定電源割当証明書のみ提出可能の場合あり。</p>	<p>仕様書 4. その他(7)のとおり、協議により定めた期間内に提出していただくこととなります。</p>
⑭	<p>電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただいたため、弊社が落札させていただいた場合、「直近1年分の30分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしております。ご対応いただけますでしょうか。  ※データ等をお持ちでなく提供ができない方のみデータ等をお持ちでなく提供が不可ということでしたら落札時に「30分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出のご対応は可能となりますでしょうか。 当該書面を提出いただくことにより広域機関から弊社への貴施設30分値の広域機関より提供いただくことが可能となりますがこういった対応も難しいでしょうか。 こちら落札後の対応となります。</p>	<p>提供可能です。</p>
⑮	<p>落札時、電力切替え手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提出いただくことは可能ですか。</p>	<p>可能です。</p>

番号	質 問	回 答
⑯	【電気・ガス価格激変緩和対策事業について】 現在、電気・ガス価格激変緩和対策措置が行われているかと存じますが、弊社では燃料費調整単価からのお値引きではなく、別項目を設けてのお値引きとなりますが、ご了承いただけますでしょうか。	別項目を設けていただいて結構です。
⑰	【契約電力について】 現在の契約電力をご教示ください。 また現在の契約電力が500kW以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。	高知地方合同庁舎は97kW、中国四国農政局徳島市庁舎は40kW、中国四国農政局四国土地改良調査管理事務所（徳島分室）（仮称）は43kWです。 落札後に明確な根拠を提出することは可能です。
⑱	【計量日について】 現在の計量日をご教示ください。	毎月1日です。
⑲	【料金の請求について】 契約書第6条及び第9条にて「受注者が使用電力量等を算定し、検査終了後に電気料金を請求できる」といった旨が記載されておりますが、弊社では通知書の発行は行わず、請求書に記載しているご利用の内訳で替えさせて頂いております。契約書文面をご変更いただく必要はございませんが、弊社では計量結果の報告を請求書発行前に別途行うといった対応は行っておりません。 また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承いただけますでしょうか。	計量結果の報告と請求書の発行は、同時発行して頂いて結構です。
⑳	【特定電源割当証明書の提出について】 提出方法についてはPDFデータをメールにて送付という形でもよろしいでしょうか。 また、証明書の押印について電子印（角印）にてご了承いただけますでしょうか。	特定電源割当証明書の提出については、担当者へデータをメールで送付して頂く形で結構です。 なお、押印につきましては、省略していただいて結構です。
㉑	【料金の算定期間について】 計量日が1日以外であって次年度も契約継続となった場合、年度月末に臨時精算をご希望の場合は、料金の算定期間は計量日から計量日の前日となるため（託送供給約款より）電力使用量の確定値が出ませんので、電力使用量は速報値での請求となります。ご了承いただけますでしょうか。 また、臨時精算のご希望のない場合は、料金の算定期間は計量日から計量日の前日の年度をまたぐ形となります。ご了承いただけますでしょうか。	計量日は、毎月1日です。
㉒	落札結果の公表は総額のみで、単価公表はなしという認識でよろしいですか。	貴見のとおりです。
㉓	仮に弊社が落札した場合、契約書（案）の内容について落札後に協議いただく事は可能ですか。	可能です。
㉔	郵送にて、委任状を提出し、押印省略せず入札に参加する場合、入札書への押印は代理人のみでよろしいですか。	貴見のとおりです。
㉕	仮に、上記方法で入札に参加し、弊社が落札した場合、上記代理人とは別の代理人（事業所の長）に再委任することは可能ですか。可能な場合、落札後契約締結までに委任状を提出する対応でよろしいですか。	再委任ではなく、入札と契約それぞれについて委任していただく形になります。 契約を委任される場合、契約締結までに委任状を提出していただければ結構です。

番号	質 問	回 答
②6	<p>2024年度に、発電側課金の導入等による託送料金の見直しが予定されています。</p> <p>そこで、弊社が落札した後、弊社要因ではなく外生的な要因(託送供給約款の変更、法令の制定もしくは改廃)で、契約書締結前に電気契約要綱または料金表を変更する必要が生じた場合、弊社はお客様へお知らせしたうえで、契約金額を変更させていただきますか。</p> <p>また、契約書締結後に上記変更が生じる場合を想定し、以下の文言を契約書に追加させていただきますか。</p> <p>乙(供給者)は、この契約の締結後、お客様の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者が定める託送供給約款およびその他の供給条件等の変更または法令の制定もしくは改廃により、電気契約要綱または料金表を変更する必要が生じた場合、乙は甲(入札実施機関)へ通知のうえ、契約金額を変更することができる。</p>	<p>契約締結前の契約金額の変更は行いません。</p> <p>契約締結後の契約金額の変更については、契約書(案)第10条に該当する場合に変更します。</p>
②7	<p>契約書に以下の文言を追加させていただきますか。</p> <p>乙(供給者)は、この契約の締結後、乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲(入札実施機関)へ通知のうえ、変更後の電気契約要綱・標準料金表に基づき、契約金額を変更することができる。</p>	<p>契約締結後の契約金額の変更については、契約書(案)第10条に該当する場合に変更します。</p>
②8	<p>弊社が落札した場合、弊社が定める電気契約要綱及び標準料金表に基づき、燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を算出します。ご了承くださいませか。</p>	<p>仕様書 4. その他(6)のとおりです。</p>
②9	<p>入札説明書3競争参加資格(6)「証明書類の提出期限の日から開札の日までの期間に、中国四国農政局長から中国四国農政局の物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。」とありますが、仮に、入札の日以降、落札者との契約締結が決定するまでの間に、落札者が指名停止となった場合は、当該入札の扱いはどうなりますか(成立しますか)。</p> <p>また、成立しない場合、契約ができなくなったことに関し、当該落札者に対する罰則(違約金の支払い等)はありますか。</p>	<p>成立します。</p>